



平成 22 年 5 月 25 日

各 位

株式会社 ニチリョク
代表取締役社長 寺 村 久 義
(JASDAQ : 7 5 7 8)

問 合 せ 先 常務取締役兼常務執行役員 矢田 欣也
(TEL. 03-3396-3052)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 22 日開催予定の第 44 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 第 34 条 (条文省略) 第 35 条 (選任および解任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 第 34 条 (現行どおり) 第 35 条 (選任および解任方法) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 法令又は本定款の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第 36 条（任期）</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>第 37 条～第 43 条（条文省略）</p>	<p>第 36 条（任期）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 37 条～第 43 条（現行どおり）</p>

3. 日程

取締役会決議 平成 22 年 5 月 25 日

株主総会開催日 平成 22 年 6 月 22 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 22 日（予定）

以 上